

別紙

契約仕様書（案）（グループA）

1 自動販売機の規格および条件

(1) 自動販売機本体

- ① デザインについては周辺環境に配慮し、著しく華美なものではないこと。
- ② 幅 1.2m以内、奥行き 0.9m以内、高さ 2.0m以内。
- ③ 誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

- ① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「ゾーンクーリング」、「学習省エネ」および「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② 二酸化炭素または炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

J I S規格「自動販売機の据付基準」（J I S B 8562：1977 年制定、1996 年改定）および業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」（1988 年制定、1995 年改定）ならびに日本自動販売システム機械工業会発行の「自動販売機据付基準」（2008 年発行）を順守した安全対策を講じること。

(4) 使用済み容器の回収

- ① 自販機の設置場所毎に、1 個以上の使用済み容器の分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収し、および処分すること。なお、スペースに限りがあるため、設置事業者間で設置数量を調整し、管理・回収すること。
- ② 回収・処分に際しては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）等、関係法令に基づき適切に処理すること。

(5) 設置および管理運営

- ① 設置事業者において、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理を適切に行うこと。
- ② 自販機内部・外部および設置場所周辺の清掃を行うこと。
- ③ 設置事業者において、自販機の保守・点検等を適切に行い、適正な維持管理に努めること。
- ④ 関係法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

- ⑤ 自販機の故障、苦情等への対応は、設置業者において迅速に行うものとし、自販機に連絡先を明記すること。

2 販売商品の条件

- (1) 販売品は、缶、ビンまたはペットボトルの清涼飲料水等とし、酒類およびその類似品の販売は、行わないこと。
- (2) 販売価格については、標準販売価格以下とすること。

3 売上状況の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、下記により報告すること。

- (1) 報告の内容
設置場所、売上本数および売上金額
- (2) 報告の期限
4月分から6月分までについては、8月1日まで
7月分から9月分までについては、11月1日まで
10月分から12月分までについては、2月1日まで
1月分から3月分までについては、5月1日まで

4 その他

- (1) 自動販売機設置前に設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログおよび配置図を提示すること。
- (2) 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料工業会などの関係団体等が制定した規準または自主基準としている各種基準、ガイドライン等にとっとり管理運営すること。